

佐賀県規則第26号

佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則

佐賀県立虹の松原学園組織規則（昭和32年佐賀県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(園長等)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 前2項に定める者のほか、園に課長及び係長を置くことができる。</p>	<p>(園長等)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2</u> 園に副園長を置くことができる。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 前3項に定める者のほか、園に課長及び係長を置くことができる。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。